

かたくい通信

第1回口頭弁論/その3

発行：福井から原発をとめる裁判の会 今回は第6号その1～3まであります！

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♣ホームページ：http://adienpp.net

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

記号：00760-6 番号：108539

(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いいたします！



(今大地晴美さんによる意見陳述)

経済と命を天秤にかけないで！

弁護団の海渡雄一弁護士に続いての意見陳述は、福井県敦賀市在住の今大地晴美さんからでした。立地地域にお住まいの住民としての今大地さんからの原発を止めて欲しいという訴えは、迫力満点でした。裁判所を出てから、弁護団の中のお一人が「感動して涙腺がゆるくなりかけましたよ」と感想を漏らしたほどでした。地元からの脱原発の思いに耳を傾けてください。

意見陳述 その2

原告 今大地晴美さんより

関西電力大飯発電所3、4号機の再稼働が決定したとき、野田首相は国民の生活を守るために再稼働をするのだと言い放ちました。原発銀座とよばれる若狭の地に住むわたしたちにとって、まさにその言葉は、お前たちは国民のために犠牲になってもらうといわれたのと同じです。わたしたちすべての国民は、憲法や地方自治法によって、平等であることや基本的人権を国や地方公共団体によって守られているはずです。

確かに、原発立地自治体は国からの三法交付金や電力会社からの固定資産税、立地県が定める核

燃料税に加え、直接電力会社からばらまかれる寄付金など、いわゆる原発マネーによって財政は潤ってきたかもしれませんが、しかしながらそのメリットは、原子力発電所内で起こる様々な事故によってもたらされる放射能汚染というとてつもなく大きなリスクの上に成り立っているのです。

原発マネーという甘い蜜は、立地自治体の住民に雇用と経済の活性化を与えてはくれましたが、わたしたちは、その甘い蜜が麻薬であることに長い間、気が付かないまま・・・いえ、気が付いていたけれど、実際は声を上げることができなかったのです。地域で暮らす住民の多くが何らかの形で、原発に依存しなければ生活できなかったからです。原発は怖い、放射能も怖いと心の中ではつぶやけても、家族の誰かや、友人、知人、親類の

誰かが原発で働いているという現実の前では、見ざる、聞かざる、言わざるを通さなければ、暮らしてこれなかったのです。

わたし自身もそうやって長い間、声をだせずに敦賀という原発立地自治体で暮らしてきました。親が、商売で原発に品物を納入し、そのおかげでわたしたち家族は生計を立ててきたからです。わたしが大学まで進めたのもそのお金が、あったからにはほかなりません。わたしの夫は、敦賀市内で小さなおでん屋を営んでいます。その店にも、原発関連の企業や、電力会社で働いている方たちがお客さんとしてやって来ます。見ざる、言わざる、聞かざるでなければ、暮らせない環境に甘んじてきたのが、わたし自身なのです。

原発とおよそ半世紀にわたって生きてきた、わたしたち立地自治体の住民は人間としてとても大切なものを失ってしまいました。失ったというよりむしろ、奪われたというほうが正しいのかもしれませんが。それは「考える力」と「思ったことを口に出せる自由」です。サイレント・マジョリティという言葉があります。声を出せない多数の人々は、国や地方自治体や電力会社にとっては、まことに都合のよい住民ととらえられているのでしょう。実際は、その構図をつくりだしたのがいわゆる、原子カムラと呼ばれる利権構造であったにもかかわらず、わたしたちは声をのみ、耳をふさぎ、見て見ぬふりをしながら、考えることも放棄せざるを得ない状況に、置かれ続けてきました。これが果たして、人間らしい生き方だといえるのでしょうか。その生き方を選んだのは、お前たちだといわれるのはなぜでしょうか。お金をもらっているくせに、となぜ言われ続けられなければならないのでしょうか。

原発は沖縄の基地と同じく「差別」が産み出したともいえます。「日本の国民のために」という大義名分によって生み出された差別です。

今もなお、多くのフクシマの人たちが、放射能汚染という見えない恐怖におびえながら、不自由

で苦しい生活を余儀なくされています。2年前のフクシマの事故は、この若狭の地に住むわたしたちにとって決して、他人ごとではありません。とくに、若狭地方には活断層がほかの原発立地地域よりはるかに多く存在しているからです。おたまじゃくしのしっぽのように細いこの地に、廃炉が決まっているふげんを含め、15基の原発が集中しています。福井県内の原発でフクシマと同じような事故が起こった時に、逃げる道路も避難する場所さえもないのも同然のところでは生活しているわたしたちには、不安と恐怖が常に付きまっています。

再稼働されてしまった大飯3、4号機の敷地内でも活断層だと明言する科学者が多数を占めています。しかしながら関西電力は、活断層ではないことを証明するための証拠探しに躍起になって、調査を続けているところです。そして調査を請け負っているのは、原子カムラの一角を担う大企業の三菱マテリアルの子会社である「ダイヤコンサルタント」という会社です。顧客である関西電力の希望通りの調査内容に仕上げるためにかかる何百億円とも言われる調査費用は、関西電力から電気の供給をうけている人たちの電気料金に上乘せさせられ、関西電力もコンサルタントも三菱マテリアルも原子カムラは、利潤を上げ続けているのです。

わたしたちを取り巻く差別と原子カムラの利権構造がなくならないかぎり、この地で再び、フクシマ原発事故の悲劇が繰り返されることは言うまでもありません。原発の存在は、地域の民主主義を破壊し、地域に住むわたしたちの基本的人権を侵害しているのです。

わたしは、半世紀にわたり原発と生きてきた町に暮らしているわたしだからこそ、今ここで声を上げなければならないと決意し、原告に名を連ねました。原発を止めることができるのはこの地域に暮らす住民だと信じているからです。フクシマの原発事故の悲劇をふたたび繰り返さないために、

そしてわたしたちの子どもや孫の世代に、放射能汚染という大きなつけを背負わさないために、この美しい若狭の自然を破壊させないために、わたしたちが自由と考える力を取り戻すために、原告として闘い続けます。最後にこの裁判において、わたしたち住民の命を守るために従来の判例にとらわれない適切な審理が行われることを切に願っております。

もう一つ、裁判官のみなさんにぜひ読んでいただきたい本があります。大鹿靖明さんが書かれた、『ドキュメント福島第一原発事故 メルトダウン』というノンフィクションです。ここに書かれているのと同じことが、30秒後、あるいは3日後、1年後かもしれないけれど、フクシマのようなマグニチュード9クラスの地震が起こった場合、この若狭の地でも起きるのだということです。ぜひとも読んでいただいたうえで、わたしたち立地地域の住民がおかれている状況をわかっていただき、審査してください。お願いします。わたしたちの命をどうか守ってください。

こちらの被告席に座っているみなさん。本当に原発を止めることができるのは、あなたがたなのです。関西電力の下請けで働く派遣の作業員の方々の命もここに座っているみなさんの命もわたしたち若狭でくらす住民の命も命の尊さや重さは、みんな同じだということをわかってください。どうか経済や雇用やエネルギーとわたしたちの命を天秤にかけないでください。心からお願いします。

これでわたしの意見陳述を終わらせていただきます。



■口頭弁論後の報告■

(福井弁護士会館にて午後1時より)

& 記者会見・交流会 (福井弁護士会館にて)

◆第1回口頭弁論の報告◆

司会：昨年3月からの裁判のための活動が始まって約1年が経過。ようやく弁護士さん初め皆さんの努力により初公判にまでこぎつけることができた。感慨深いものがある。今後、人格権及び環境権の侵害についての議論が電力不足の問題など裁判を通じて明らかにされていくことと思われる。最初に本日の第1回公判について簡単に振り返ってみたい。

安部弁護士：なぜ大飯再稼働に反対するのか・・・の各論をかいつまんで説明。日本で歴史上最大の公害被害の立証責任を負わせるという観点から訴えた（詳細は『かたくり通信』第6号の1を参照）。（約10分）

海渡弁護士：原発を止めるための地方の役割、原発の止め方を主として法律的な側面から述べさせていただいた。裁判所は責任を感じて欲しいということ。実際に福島で起きていることに目を凝らして欲しい。今回の事故は最悪ではなかったと、当時の原子力安全委員会委員長が認めている。特に活断層は大きなテーマで、これは専門家の多数決で決めることではない。規制委員会が決められないならば、国民の“安全”の側に立って三審所が判断すべきである。今回の裁判は立地地域である福井の一般の市民の皆さんが裁判に訴えるという点で意義がある。後発だけれども、重要な裁判である。心から応援したいと考え、東京から来た。（詳細は『かたくり通信』第6号の2を参照）。（約20分）

今大地晴美さん(原告)：経済の問題もあるけれど、命の問題について、原発立地地域の立場から意見陳述をさせていただいた。原発は止めたいけれど、電

力を止めてと言っているわけではない。電源3法によって福井県にも、その総額の60%ものお金が入っている。嶺南だけの問題ではない。近県も含めて日本全部の問題だと思う。(詳細は『かたくり通信』第6号の3を参照)。(約15分)

笠原弁護士：本日は原告代理人の出席が11人、被告代理人が7名、これは同一事務所。次回口頭弁論は4月24日(水)ということになったことを報告いたします。

◆記者会見◆

Q：裁判に時間がかかると原告が疲弊していくということがあると思うのだが、今回の裁判はどれくらいかかると考えているか？

A(代理人)：最終的には相手次第なのなのだが、今の状況を考えるならば10年とから20年というスパンでやるということではない。3-5年で決着をつけたいと考えている。

Q：被告側からは答弁書は出たのか？

A(代理人)：80頁はある訴状なので、きちんと答えるには時間がかかると思う。一応は請求棄却を求める答弁書は出ているが、中身があるものは4月12日の準備書面で見られるのではないと思う。これは絶対に守って欲しいと考えている。

また従来までは、被告側からは国の指針に則って作りましとて言えば済むという状況があった。福島事故はそれが無効ではないのかということである。それと結論は出ていないが、活断層のこともある。単一故障指針についても破綻している。

それと本来ならば、きちんと正当性を主張できないものを既に動かしてしまっている。本来ならば止めてから議論をすべきことである。先行訴訟もあり、ここで審理が早く進んでしまっ、変な判決が出る

とまずいからということで、引き延ばし戦術を画策するということもありうるが、その手に乗らないことが重要。

Q：福井では高速増殖炉文殊に関する訴訟もあったが、それとの違いは？

A(代理人)：違いのひとつは文殊では冷却材がナトリウムであったということ。これは冷却剤が漏れた場合のリスクが格段に大きい。今回は加圧水型の軽水炉である。共通する問題点は耐震設計や活断層のことである。それと高速増殖炉は提訴した時点では、事故はなかった。そして1995年12月、ご存知の通りナトリウム漏れを起こして動かなくなった。そして今回の福島の事故・・・「多重防護」が無効であることは明らかである。

Q：争点の中での一番の目玉は何か？

A(代理人)：目玉は・・・すべてである。すべては福島の事故を受けてということ。いったいそこで何が起こったのかということが分かっていない。その原因が分かっていない。

Q：活断層の問題もあり、また夏には新たな安全審査指針が決定されることになっているが、これらの結果を踏まえての対応はどうなるのか。また二次提訴についてはどうなっているのか。

A(代理人)：まず二次提訴については現在20名ほどが新たに加わる予定である。また、活断層については調査結果が出てみないと対応のしようがないが、指針については、まずその指針が適正かどうか、何を持って適正と考えるのかということだと思う。それに活断層があったと認められた場合、これで再稼働はなくなるので、自動的に勝訴ということになると思う。活断層が認められなかった場合、委員の中で意見が分かれたならば、本来ならば安全側で判

断すべきだと思うが、それがなされなかった場合には、裁判しかないだろう。だから・・・裁判なのだということ。

A(原告)：原発に関してはどこも責任を取れないという状態。裁判所すらもこれまで責任をとってこなかった。その無責任社会のあり方を今回の裁判では原告として問うていきたい。

Q: 関電側からの準備書面の提出が4月12日まで。その後の第2回公判は5月になるという話もあったようだが、最終的には4月24日となったが・・・

A(代理人)：裁判所は審理の引き延ばしはしたくないのではないかと感じた。

◆交流会◆

Q：海渡先生は、原発を止める手段としていくつかのことを述べられたわけですが、他にも株主総会等々の手段があるのでは・・・？

A(海渡弁護士)：私が申し上げたのは、法的・公的手段ということで、株主訴訟ということもありうるわけです。これは商法上の訴訟ということになります。

Q：大飯原発は動かす根拠がないものを稼働させている。福島の方々も国連にまで出かけて人権の観点から訴えているのですが、それでも安心して暮らしていける状況にはなっていない。このことについては、裁判でどう扱われるのでしょうか？

A(代理人)：人格権については訴状の10頁から11頁にかけて触れている。人が人として相応しく生きていくために保障される権利としての人格権は裁判所もこれまで認めているところであるが、被告側の主張としては、原発そのものの危険性と人格権との関係が明確ではない等の主張がなされてきてい

る。

Q：裁判で原発の稼働停止を訴える際に人格権、環境権というのはこれまでの経緯をみても決め手にならないのではないかと。

A(代理人)：原発差止訴訟ではこれらは憲法に由来する重要な権利であるということは認められている。ただし、それを根拠に原発の差止が認められるか、というところだと思う。福島の事故以前では、リスクが明瞭ではない、設置が規制に照らして適正である、人格権の定義が明瞭ではない等々ということで退けられてきたが、ただ人格権・環境権が否定されているわけではない。

A(代理人)：従来多くの訴訟では、リスクの立証責任は原告側にあったが、安全性の立証責任は被告側にもあるという判決も出されている。それと規制委員会内部で見解が分かれた場合には、安全の側に立って判断すべきということになっているはず。

Q：話を聞いていると十分勝訴できるのではないかと、という気になってくる。3.11以降においてこれまでのような形式的な対応では切り抜けられないとすれば、関電はどのような方針で反論してくることが予想されるのか？

A(代理人)：志賀原発の訴訟で被告側は、従来から安全基準より余裕を持った高いレベルで対策を立てており、安全基準から少しずれたからといってアウトというものはい・・・だから今後も大丈夫という主張をしているようだ。3.11を受けて建物を補強している等は聞いていない。裁判所がどう判断するかということになると思う。

A(代理人)：中部電力については、電源喪失に対して複数の電源を確保することで乗り切ろうとしているようだ。

Q：大飯を止めようとして間にも、ベトナムへの原発輸出がODAと引き換えに画策されようとしているようだ。東南アジアへの原発輸出の問題にも目を向けていく必要を感じる。

Q：命の定義を問題にしたい。未来はいったい誰のものなのか、と関電に聞きたい。福井県内の嶺南地域に住む者の日々の不安・・・その事実に関電に知って欲しい。原発が推進されることは、この地域社会の破壊、文化の破壊に等しいことを福井の若狭に住む者として聞きたい。

Q：滋賀県の大津から来た。琵琶湖は関西圏の水ガメであり、その水が汚染されることを不安に思っている。ところで、弁護士の皆さんは、もうかるわけではないこの原発訴訟になぜ関わっているのかお聞きしたい。

A(代理人)：従来まではあまり関心を持ってこなかった。3.11のショックは大きい。これは皆さんと一緒に。このままでは死ねないという感じで訴訟に関わっている。

A(代理人)：大学時代に高木仁三郎先生に出会ったことがきっかけ。福島のようなことを二度と起こしてはいけない。原発の訴訟はやりたいことをやっているという感じ。最初の頃は一緒になる弁護士仲間は数十人、今は数百人です。

A(代理人)：・・・(編集子：すみません。全員の分を書ききれませんでした・・・が弁護士さんの生の声を聞いて、あらためて原告・サポーターもやれることをやらねばと思った次第です)。

(文責編集子)



♡のうなれコーナー♡

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。今回は第1回口頭弁論の感想が中心です。】

♡ 被告側は、大飯原発を動かす大義が、理由がどこにあるか、説明できるのに最低2ヶ月はかかると言いました。それなら答えられるまで止めておいてほしいと、率直に思いました。(福井市 村井みきさん)

♡ 私は自給自足に憧れて、4年前に名古屋から旧美山地域の山奥に引越してきた者です。今まで原発反対と思ってはいても、どうやって表現したら良いのか分かりませんでした。今回口頭弁論に出席して直接海渡弁護士や今大地さんの力強い意思を体感して、絶対に廃炉にするんだ==と、絶対裁判に勝つ==と決意を頂きました。これからも傍聴しに行きます!(福井市 Mさん)

♡ 裁判を頑張って、必ず大飯を止めましょう。街を歩いていて、乳母車の中の無邪気な赤ちゃんの笑顔を見る度に心に誓います。「ごめんね」「停めるからね」と。(大阪 Mさん)

♡ 「原発はいらない」を発信し続けよう! 3.11以後、「初めのうちこそ日本を被害者として同情してくれていたヨーロッパの人々が、次第に日本を加害者とするようになっていく」・・・と作家の赤川次郎さんが、ベルギーに住むヴァイオリニストの堀米ゆず子さんからのメールを紹介しています。(岩波書店発行「図書」2月号)。赤川さんは、「日本のマスコミは、震災とその復興ばかりを取り上げているが、世界の関心はむしろ原発事故にある」と指摘し、「想像力をめぐらせても理解しがたいのは、安倍氏、経団連、電力会社、その誰もが、「3.11」のあの大地震の凄まじさ、大津波の破壊力、そして爆発した

建屋の中すら今もわからないという原発事故の恐怖を経験していながら、これから起こる大地震、一間違ひなく起こるのだ一で再び原発が重大事故を起こすことを「考えようとしなさい」ことである。とも書いています。原発銀座を持つ福井県に住みながら、多くの県民が、防潮堤などの防災設備が整備されればそれでよし。「原発を動かさなければ日本の経済も、立地自治体もやっていけない」と言う政治家や経済界の声に踊らされているのが現状だと思います。わたしたちは、訴訟という手段を通じて、「原発はいらない」「原発はいつか生活を根こそぎ破壊する」「原発はこの国を滅ぼし、世界中に不幸をもたらす」ことを、日本中はもとより、世界に発信し続けなければならないと思います。(福井市 観正一さん)

♥ 原告の席に座って：私はこの度の口頭弁論において原告席に座り、あの福島原発事故によって周辺の住民の人たちを悲惨な状況にしながらも、なお原発を稼働し続けようとする、人としての情愛というものをもち合せていないのではと思える無表情な顔があることを経験しました。その人たちと裁判官が悲惨な状況に少しでも思いを馳せてくれることを念じます。(福井市 芦野順介さん)

♥ 原子力発電所をとめる「道」を作るのは、大変な事業とわかってはいましたが、みんながその気になって一致団結すれば、大きな援軍も現れ、堅固な「道」を作れるものと信じます。その第1段階に入りました。私たちの後に続いてくる多くの子供たちに安全な「道」を残しておきたいものです。鲁迅の言葉に「地上にはもともと道はない。歩く人が多くなれば、それが道となるのだ。」私たちが作る道は多くの人々が歩ける道にしたいものです。第1回口頭弁論に寄せて。(坂井市 dadajiji)

♥ 世界から原発をなくそう。生きとし生きる命を奪う原発。ベトナムへ原発輸出をすることになった

際に、菅直人前首相は ODA (政府開発援助) を使うと発表した。そもそも ODA は世界大戦で日本がアジアの国々で多くの命を奪った罪の償いとしてスタートしたのであるから、相手国の「要請」から支払われてきた。しかし賠償が終わった後も、要請の仕組みは変わっていない。要請するのは、そのように原発産業界が裏工作をするからである。インドネシアでとん挫した原発計画でも同様であった。今からでも遅くないので、原発輸出は中止していただきたい。そのためにも国内の原発を止めることが先決である (奈良県より)。

♥ 沖縄には震災・原発で避難して来られた方が 1 万人 (信じがたい数です) おられるそうで心のケアが必要な方もおられるようです。微力ながら原告に加えていただきたいと思います。(沖縄 F さん)

♥ 福島原発事故からやがて 2 年が経過しているというのに、未だ多くの方が避難生活を送っている。除染もすすんでいない。事故の原因さえ明らかになっていない。そんな状況で再稼働なんてもつての他。しかも新政権は新規も容認しようという推進計画を公然と口にしている。全く国民の願いを無視したやり方は許すわけにはいかない。現在稼働中の大飯 3.4 号機の即時停止、全国すべての原発の廃炉しか、原発問題の解決の道はない (嶺南 H さん)

◆編集後記◆今大地さんの意見陳述の最後のアンダーラインの部分はアドリブだそうです。裁判所の法廷の中で訴えているうちに、湧きあがる思いを抑え難く、それが先のような言葉になったとのことだそうです。◆原告側傍聴については 33 名の事前確保分に加えて当日抽選分の 40 枚の傍聴券でも足りなくなるという嬉しい状況になりました。万が一入れない方がいらしたならば、ごめんなさい◆次頁は福井新聞の切り抜きです◆いくつかのシリーズは今回はお休みです。

